別　紙

許　可　条　件

第１条　許可を受けた者は、許可期間中は採取箇所の見やすい場所に、採取目的、採取期間、採取面積、採取者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る）を明記した許可標示板を掲示すること。

第２条　許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第３条　許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から１５日以内に届け出ること。

（１）　住所又は氏名を変更したとき

（２）　許可を受けた行為を廃止したとき

（３）　天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかったとき

第４条　許可を受けた者は、採取許可期間が満了したとき、第３条（２）若しくは（３）の事実が生じたとき又は採取許可が取り消されたときは、湯沢河川国道事務所大曲出張所長（以下「所長」という。）の指示に従い、３０日以内に許可を受けた者の負担においてその場所を原状に復し、所長の確認を受けること。

第５条　許可を受けた者が採取に着手するときは、別紙着手届け（様式１）を所長に事前に届出し、かつ採取中は所長の指示により実施するとともに、完了の際は別紙完了届け（様式２）を速やかに届出し所長の確認を受けること。

第６条　許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意するとともに、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに所長に報告すること。

第７条　許可を受けた行為に係る事故については、全て許可を受けた者の自己責任とする。

第８条　許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第９条　採取した樹木は、洪水による流出により河川管理施設・橋梁・漁業施設等への影響を与えないよう、河川敷より随時搬出すること。

第１０条　河川工事その他公益のため必要がある場合、又所長が行う指示等に従わない場合は、許可を取り消すことがある。